

商店街キャッシュレス導入モデル事業補助金の募集開始

～キャッシュレス化に取り組む商店街を支援します～

東京都は、キャッシュレス化に取り組む都内商店街に対し、導入前のコーディネート、キャッシュレス機器の購入、導入後のサポートや周知等にかかる経費を補助します。

この度、モデル事業の募集を行いますので、お知らせします。

1 補助事業の概要

- ◆募集期間 令和2年5月25日（月）～ 7月31日（金）
- ◆補助対象者 都内商店街（商店街の連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所は対象となりません）
- ◆補助率 9/10以内（補助限度額 1,000万円）
- ◆補助対象事業 商店街がキャッシュレス化を図る際に、キャッシュレスの導入前、導入、導入後に行う事業

< 補助対象経費 >

導入前の準備にかかる経費

導入に向けて
具体的に準備
することは？

導入の効果を
会員に周知
したい



キャッシュレス導入に向けて、必要な助言や支援を受ける費用を補助します。
○導入に向けた課題整理や、必要な環境整備の相談等、導入準備を
専門家（コーディネーター）に依頼する場合の謝金・委託料
○理解促進のためのセミナー実施
○デモ機でのキャッシュレス決済体験の実施 等

キャッシュレス機器の購入にかかる経費

キャッシュレス機器の購入費用を補助します。

※キャッシュレス機器は、商店街が所有・管理し、会員店舗に貸し付けるものとします。

サポート費用

キャッシュレスの導入を円滑に進めるためのサポート費用を補助します。

- 会員店舗向けキャッシュレス機器の操作研修
- 消費者向けの講座の実施
- 機器の操作やキャッシュレス決済に関するヘルプデスクの開設・運用 等



周知・PR費用

商店街のキャッシュレス化に関する周知・PR費用を補助します。

- ポスター・チラシ等の作成費、記念品購入費 等

★ あわせて、東京都が、
キャッシュレス商店街として
広くPRします！ ★

2 申請方法

申請書類及び関係書類を下記の宛先に郵送

（宛先）〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階北側
東京都産業労働局商工部地域産業振興課

※新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送でのご提出をお願いいたします。

※募集要項及び申請書類・様式等は、下記ホームページからダウンロードできます。

（東京都産業労働局HP）<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/chiiki/miryoku/>

3 審査・採択

審査会で審査を実施し、実現性、継続性・発展性、事業効果、波及効果等を総合的に判断の上、事業を採択します。（採択決定は、8月中旬の見込みです。）

問い合わせ先： 産業労働局商工部地域産業振興課
電話 03-5320-4787